

令和 6年10月15日 環境まちづくり委員会（未定稿）

○林委員長 では、次の神田警察通り関連の陳情審査です。本件に関する陳情は、継続中の送付、多いんで、6-3、送付6-9から11、送付6-14、6-15、6-23、6-25、6-29、6-33の合計10件です。関連するため、一括して審査することとして、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 ありがとうございます。

なお、前回は申し上げましたが、送付6-14の陳情につきましては、委員のみ陳情者名が分かる文書です。また、送付6-15の陳情に添付の意見書は委員のみとなっております。委員の皆様におかれましては、この2点について、取扱いに十分ご注意していただくようお願いいたします。

神田警察関連についても、前回かなり多くの資料の要請というか、提供をしていただきたいというのを、第3回定例会の前半の常任委員会でいたしました。執行機関から資料がどんな形なのか、情報提供等がありましたらお願いいたします。

○須貝基盤整備計画担当課長 こちらのほうも、今、作成中でございます。

○林委員長 はい。どうしましょう。決算の審査の折も、若干法律的なことも確認しましたけれども、これも資料が出てからのほうが、（「はい」と呼ぶ者あり）効率的な陳情審査になるのかなと思いますので。

取扱いについては、ありますか、加えて。

どうぞ、小枝委員。

○小枝委員 お時間を取らせることはいたしません。また、分割審査なり総括のところでは言ったこととは、基本的には重ねません。しかしながら、今の執行体制の中で十分に、何というんですかね、この事業目的が何だったのかということが分からなくなってしまっているんじゃないかというところを感じます。ここの神田警察通りの、私も改めて神田警察通り沿道にぎわいガイドラインと、これは平成25年ですけど、その基になった平成23年の神田警察通り沿道まちづくり整備構想というのをよくよく読んでみたくですね。その中で、この特にトラブルになっているⅡ期のところというのを、Ⅰ期とⅡ期合わせて、歴史・学術ゾーンという、この三つのゾーン割りした中の同じ1区画なんですね。そのところ、宿題じゃないですけども、今の大勢の方も過去を知らない方も、よく読んでもらいたいですよ。その内容をちゃんと読めば、何のためにこの工事をやるのかということが書いてあるんですよ。まず、ご覧になっていますか。平成23年6月の神田警察通り沿道まちづくり整備構想です。ご覧になっているかどうか。

○須貝基盤整備計画担当課長 拝見しております。

○林委員長 拝見というか、皆さんがつくったんですよ。（「熟知して……」と呼ぶ者あり）

○須貝基盤整備計画担当課長 もちろん。はい。

○林委員長 「承知しています」とか、そんな感じだと思います。

○須貝基盤整備計画担当課長 承知してございます。

○小枝委員 そこに書いてあるのは、この歴史・学術ゾーンに関しては、落ち着きと風格、穏やかなにぎわいということで、その次の文化・交流ゾーンとも食・賑わいゾーンとも違う個性を出しているんです。そこを目指して、落ち着き、風格、穏やかなにぎわいを求め

令和6年10月15日 環境まちづくり委員会（未定稿）

ていったときに、非常に表現の内容も、ここに何というか、人が集う、そういう内容になっているんですね。なおかつ沿道ガイドライン上は、「など」の平仮名を二つ取りましたと言っているんだけど、ガイドラインにも同じものが載っているんだけど、白山通りと神田警察通りによる緑の十字骨格の創出となっているんですよ。地理が分かれば分かると思うんですけども、緑の十字骨格というのは、白山通りのこの皇居に連なるこのプラタナスの縦、南北、それから共立側とこっちの学士会館側、神田警察側のこの通りの両側の緑、これで十字骨格というのは、今でもガイドラインに書いてあるし、整備構想にも書いてあるんです。

この2区画というのは、やっぱり特別に考えていた特別なエリアで、そして既存のイチョウ並木の保全活用ということもわざわざ書いてあります。そこは「など」を取ったから、「など」を取ったんで、学士会館のところは切ってもいいんだという解釈にしたんだけど、でも十字骨格にはならないわけなんですよね。かなり無理な解釈をしながら場当たりの進んでいる。じゃあ、そのところもちゃんと読んでいますかというところ。担当者、いかがでしょう。

○須貝基盤整備計画担当課長 緑の十字骨格、Ⅱ期工事のところも街路樹がなくなるわけではございませんので、それはそのまま、そのような形で進んでいると認識してございます。

○小枝委員 歴史・学術ゾーンのところは、そもそもが既存のイチョウ並木の保全活用という形で、桜も葉桜になれば緑のときもあるよという意味なんだと思いますけれども、明らかにこれはそういう形では書いていない。つまり10年前から目指してきた道路空間というのは、当時はウォークブルという言葉は千代田区にはなかったけれども、やっぱりウォークブルな、椅子もあって、あ、ベンチもあって、そういう四季の花もあるような、それでみんなが幸せに憩うような場所ということを書いている。

だから、私は今回何を言いたいかというと、住民が一方的なことをごねているんじゃない。この経緯経過からすれば、当たり前前を当たり前前に要求していることに対して、例えば自分たちのほうも非常に、途中途中、何というんですかね、姿勢として、意見聴取も十分できなかったし、大変申し訳ないところがあったというような姿勢で取り組んで、それが対話ということなんだけれども、そういうところが本当に区のほうの謙虚さが全然見られなかったんですね。

この構想の中に意外といいことが書かれて、まちづくり整備構想の中に意外といいことが書かれて、最終ページには、構想を実現するためにといて、まちづくりの協議する場のイメージというのまで書いてあって、そこには、協議会のようなものはつくるけれども、ここのまちで暮らす多くの人たちがまちづくりに参加できるように、目標を共有できるように、新しいイメージを皆さんと共有できるように、参加を呼びかけていきますと書いてあるんですよ。そうした事柄もできずに過ごしてしまったという。

今ここで批判しているんじゃないんですよ。そういうことは知ってほしいということなんです。その上で、過去の話だけじゃなくて、令和6年1月にまちづくり方針というのも千代田区がおつくりになっているんです。その内容を見ても、そこにも、これからのまちづくりの視点ということで、お出かけ、外出が楽しくなる道づくりということで、方針2と。で、人優先の道路空間、周辺の空地、場所がつながりウォークブルで出かけて楽

令和6年10月15日 環境まちづくり委員会（未定稿）

しいまちにすると。そして、ゆったりとしたスピードで、かいわいの魅力を感じられる、移動すると。モビリティなどの次世代の技術革新に伴って進化多様化する交通モードも取り入れるということで、非常にこの平成23年のものと、このこれ、現在令和6年1月に書かれたものというのが、変化しながら一致している部分があって、イメージしていることを、今、地域と対話することによって、どちらか一方じゃなくて、よりいいものにしていくという努力は同時にできるのではないかと。どうしてそこまで拒否をしなければならないのかというのが、区民からするとどうしても分からないわけですね。

そうこうしているうちに、もうこうした地域に長年、それこそ明治の頃からお住まいが分かりませんが、そういう竹久夢二の本の箱を作っていたような方がいたり、そうした方が、やっぱりここに変わらないものが残ってもいいじゃないかと一生懸命切実に訴えている。そうした方々の思いというのをそんなまでに拒否しなくてもいいんじゃないかというところが、非常に区民に、姿として、今はやっつまえと思っているかもしれないけれども、その結果として見える姿というのは、あまりにも冷酷で冷たいというようなことになることは、千代田区のあるべきとしてマイナス過ぎるのではないかとということです。

そのこのところをもうちょっと何というか、知的な、何というか、この本のまちのインテリジェンスをもっと十分に発揮して、対話型のやり方ができないのかということに改めて申し上げたい。今日の段階では、まだ住民の皆さんからのそうした提案がまだ共有化されていないのかもしれないので。

どうか、竹久夢二さんというのも、区長室になるとばーっと貼ってありますけれど、あの方は関東大震災で被災者だったので、上野公園や皇居周辺を歩きながら猛火に耐え抜いた立木を目にして、新しくつくられる大東京は緑の都市ではなくてはならないという指摘をして、近代化に突き進んだ日本への警告を発するということが本に書かれているんですね。そういうことも含めて、このまちにはやっぱり歴史と伝統、文化があるので、そのことを切々と訴える住民が、最近は何か過労で階段から落ちて頭を打って切ったというようなことも聞いています。そういうようなことがあってはならないと思うんです。そんなことのために区政はあるのではない。区政は区民のためにあるわけなので、どうかあまり強硬的なやり方じゃないやり方を、対話でもってつくっていただけないかということをお願いしたいと思います。

○林委員長 区長室がそんなにたくさんなんです。

○小枝委員 大好きなんです。

○林委員長 あ、そうなんですか。私はあんまりのぞかないんで分からないんですけど、区長室。決算の審査のときでも、結局、優先するのをもう少し分かりやすく、にぎわいを一番地域の方は求めているのか、バリアフリーの道路なのか、自転車道なのか、もう少し分かりやすくというのは、ここ、決算の審査で、委員会は別ですけども、受け止めていただいた上で、その前に資料の要求も出しているんで、併せた形でいいですかね、小枝委員。多分そこにはきっと緑の十字路というのも、優先順位で物事全部一番ですというのは大体往々にしてあり得ないことですから、やっぱり優先順位から出てくるんで、そこをちょっと示していただいて、これなら、地域の方たちが求めている最優先はこれなんだねというのを見極めながら、整備をご納得感があるような、納得と、共感というところちょっと白々しいかもしれないですけども。あんまりあれだね、余計なことを言わないほうが。ち

送付6-3、9~11、14、15、23、25、29、33 陳情審査部分抜粋：

令和 6年10月15日 環境まちづくり委員会（未定稿）

よっと受け止めていただいて、決算の内容も、委員会は違いますけれども、分割調査のときに様々な意見も出ていましたので、各委員さんから、そこも踏まえた形で資料提供等々も。で、本日の小枝委員の緑の十字路のところも、こんな形のを思い描いていますというのを併せて出していただければと思いますが、よろしいですか、小枝委員、それで。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。ということで、神田警察通り関連の10件の陳情につきましては、資料もまだ出てきていないので、継続の取扱いとさせていただいてよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、日程1の陳情審査を終了いたします。